

平成 21 年 12 月 4 日

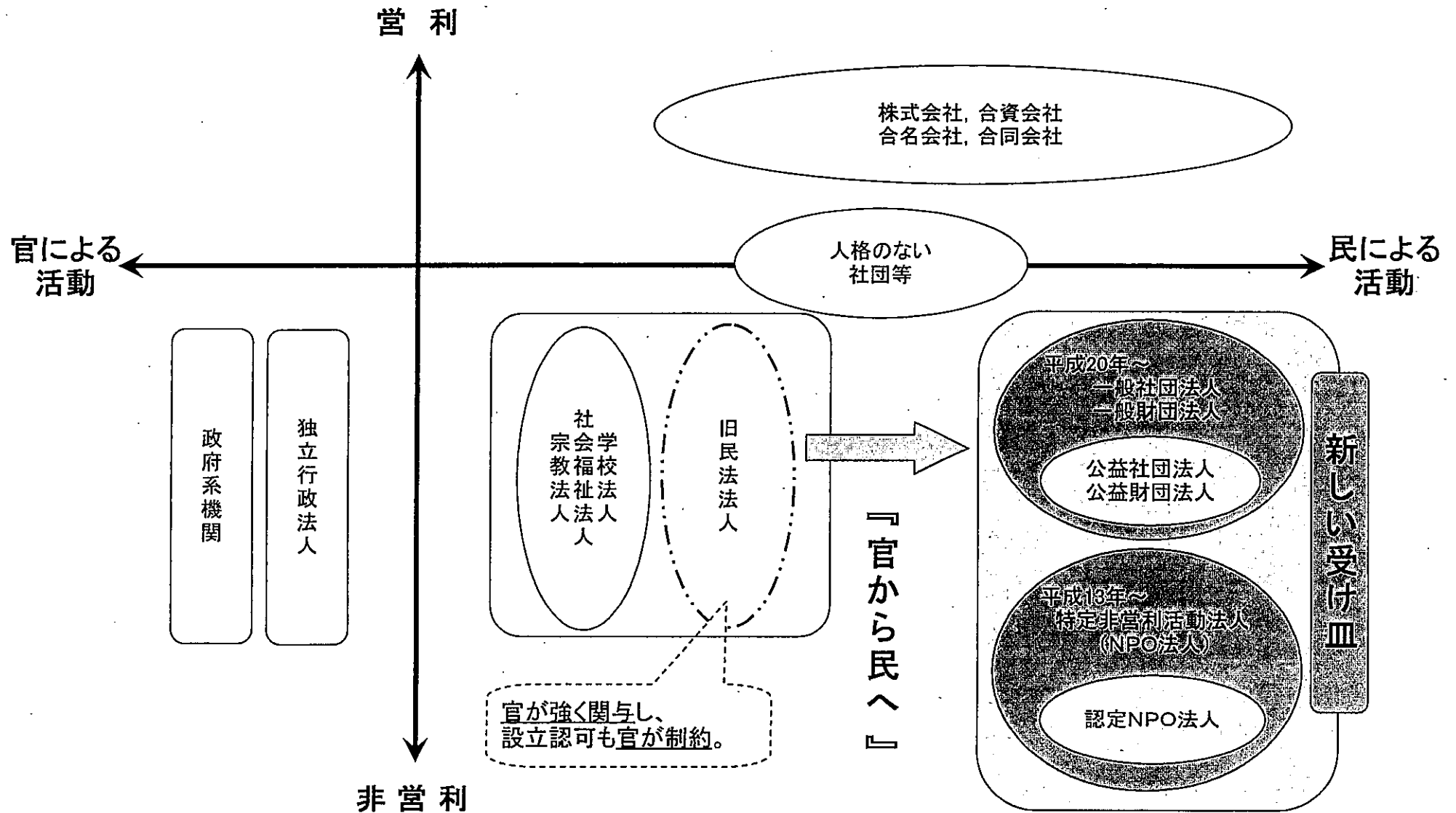
参 考 資 料

（市民公益税制）

目 次

・ 非営利活動のための法人制度の概要	1
・ 公益法人等の所得に対する課税	2
・ 認定NPO法人の実績判定期間の経過的特例について	3
・ 認定NPO法人の申請時提出書類	4
・ 認定NPO法人の年次報告書類	5
・ 認定NPO法人制度の認定要件等の見直し	6
・ 寄附税制の概要（国税）	7

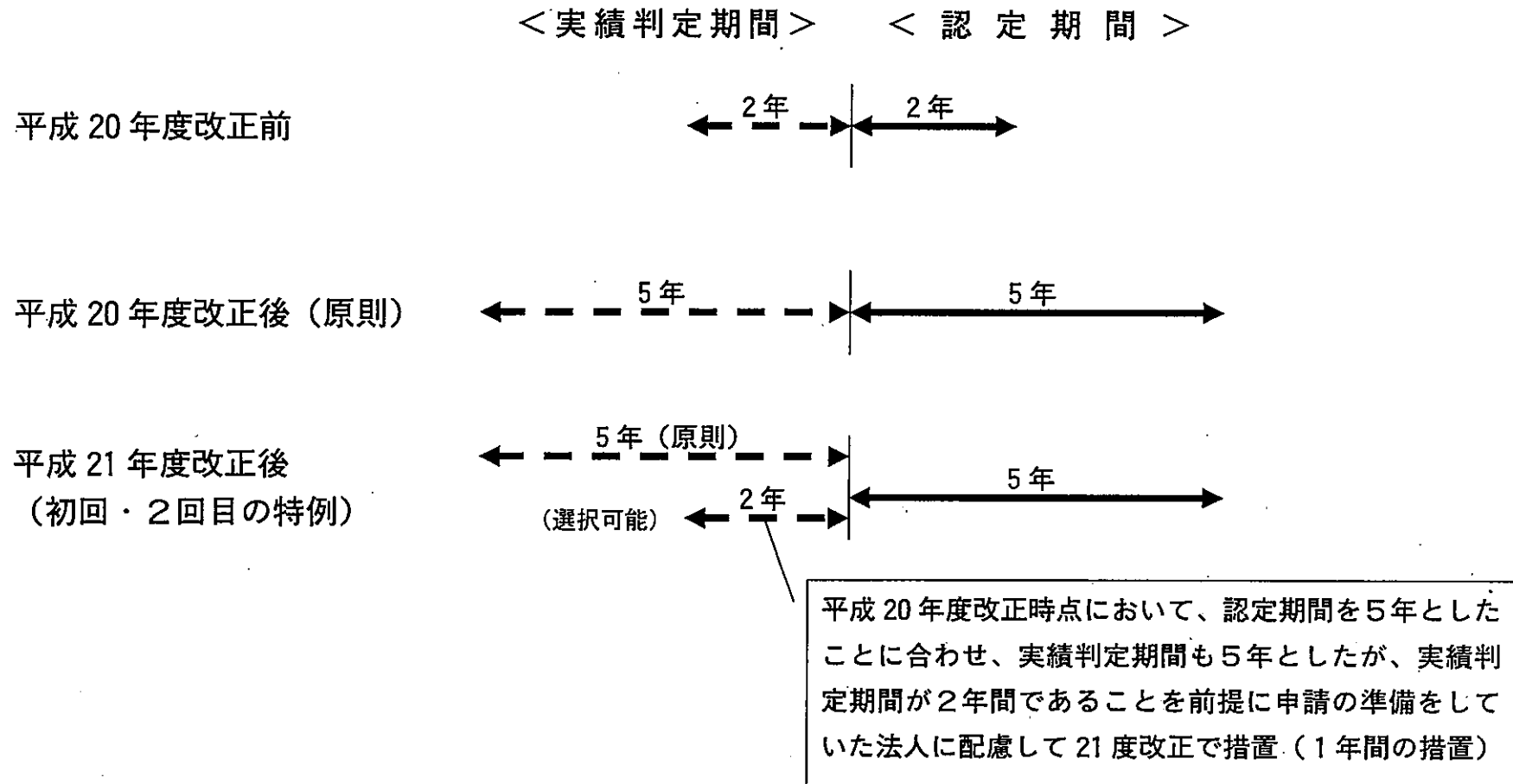
非営利活動のための法人制度の概要



公益法人等の所得に対する課税

みなし 寄附	所得の 50%、ないし 公益目的事業の実施 に必要な金額						公益社団法人 公益財団法人
	所得の 50%、ないし 年 200 万円					学校法人 社会福祉法人 更生保護法人	
	所得の 20%			認定 NPO 法人	宗教法人 独立行政法人 日本赤十字社 特例民法法人 等		
	なし	一般の法人(株 式会社等)	一般の中小法人 一般社団法人 一般財団法人	非営利型の一般 社団・財団法人 NPO 法人			
課税ベース		全事業		収益事業課税		収益事業課税 公益事業非課税	
税率	800 万円超	30%	30%	30%	22%	30%	
	800 万円以下		18%	18%	18%	18%	
設立手続き等		登記により設立		認証により設立(NPO)	根拠法に基づき公益事業を実施 (認可等)	公益認定を受け た事業を実施 (認定)	

認定NPO法人の実績判定期間の経過的特例について



【要望内容】 初回申請における実績判定期間の特例（2年間も選択可）を延長

認定 NPO 法人の申請時提出書類

法定提出書類	認定要件の確認のため 提出を求めている書類(注2)	(参考) 提出を求めている理由
○ 申請書 ※ <u>事業報告書</u> ※ <u>財産目録</u> ※ <u>貸借対照表</u> ※ <u>収支計算書</u> ※ <u>役員名簿及び社員のうち10人以上の者の氏名・住所を記載した書類</u> ※ <u>定款又はその認証若しくは登記に関する書類の写し</u> ○ 認定要件を満たす旨を説明する書類 (注2) ○ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ○ <u>所轄庁の証明書(法令・定款違反の疑いがあると認められる理由がない旨の証明書)</u>	○ 役員等からの受入寄附の明細等 ○ 役員のうちの親族等の内訳 ○ 監査証明書又は帳簿組織の状況表 ○ 財産の運用及び事業運営の状況等の表 ○ 閲覧等に関する細則等(定めている場合のみ) ○ 寄附者リスト	(PST の計算の確認) (役員の親族等割合が3分の1以下であることの確認) (経理の適正性の確認) (役員等に特別の利益を与えていないことの確認) (所定の事項について情報開示する意向の確認) (PST の計算の確認)

(注1) 網掛けは、所轄庁から入手可能と考えられる書類 (※は、認定の有無に係わらず、所轄庁(内閣府等)に対し、提出している書類)

(注2) 「認定要件を満たす旨を説明する書類」及び「認定要件の確認のため提出を求めている書類」は、寄附者リストを除き、国税庁による所定のフォーマットに従って記載する

認定NPO法人の年次報告書類

※事業報告書

※財産目録

※貸借対照表

※収支計算書

※役員名簿及び社員のうち10人以上の者の氏名・住所を記載した書類

※定款又はその認証若しくは登記に関する書類の写し

○役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程（既提出は変更がある場合）

○次の事項を記載した書類

・ 寄附者リスト

- ・ 収入金額の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- ・ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- ・ 次の取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - －収入の生ずる取引及び支出の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の上位5取引
 - －役員等との取引
- ・ 寄附者のうち、役員若しくは役員の親族又は役員の特殊関係者で事業年度の寄附金の額の合計が20万円以上のものの氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- ・ 給与を得た従業員の総数及びその従業員の給与総額に関する事項
- ・ 報酬・給与を得た役員又は役員の親族若しくは役員の特殊関係者である従業員の氏名及び報酬・給与の金額に関する事項
- ・ 各社員の親族割合のうち最も高いもの
- ・ 各社員の特定法人割合のうち最も高いもの
- ・ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- ・ 200万円以下の海外送金等を行った場合のその金額及び使途並びに実施日

○認定要件を満たす旨を説明する書類（国税庁による所定のフォーマットに従って記載）

○認定要件の確認のための書類（国税庁による所定のフォーマットに従って記載）

（注）網掛けは、所轄庁から入手可能と考えられる書類

閲覧（情報公開）対象

認定NPO法人制度の認定要件等の見直し

創設時（平成13年度）

1 PST（パブリック・サポート・テスト）

$$\frac{\text{寄附金}}{\text{寄附金、会費、事業費収入等}} \geq \frac{1}{3}$$

※ 同一者からの寄附金額が寄附金総額の2%を超える部分は分子から除く

2 非共益性

共益的活動割合が50%未満

3 情報公開

収入の明細等の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、支出寄附金に関する事項等の閲覧、寄附者の氏名・住所等

4 事業内容の適正性

- ① 特定の者に特別の利益を与えない
- ② 特定非営利活動割合 $\geq 80\%$
- ③ 受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に充てている

5 運営組織の適正性

役員・社員等の親族割合3分の1以下

6 認定有効期間 2年

認定

○ 特定公益増進法人並みの扱い

平成21年度（現在）

1 PST（パブリック・サポート・テスト）

$$\frac{\text{寄附金、国の補助金等、会費}}{\text{寄附金、国の補助金等、会費、事業収入等}} \geq \frac{1}{5}$$

※ 同一者からの寄附金額が寄附金総額の10%を超える部分は分子から除く

※ 小規模法人については、簡易な計算式を選択可

2 非共益性

共益的活動割合が50%未満

3 情報公開

収入の明細等の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、支出寄附金に関する事項等の閲覧、寄附者の氏名等（役員等に限る）

4 事業内容の適正性

- ① 特定の者に特別の利益を与えない
- ② 特定非営利活動割合 $\geq 80\%$
- ③ 受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に充てている

5 運営組織の適正性

役員等の親族割合3分の1以下

6 認定有効期間 5年

認定

- 特定公益増進法人並みの扱い
- みなし寄附金制度

累次の要件等の緩和

寄附税制の概要（国税）

寄附金の区分	国・地方公共団体 に対する寄附金	指定寄附金	特定公益増進法人 に対する寄附金	認定NPO法人 に対する寄附金
寄附をした者の扱い	<例> ・公立高校 ・公立図書館 など	○公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの <例> ・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根の募金 ・私立学校の教育研究等 ・国立大学法人の教育研究等 など	○独立行政法人 ○一定の地方独立行政法人 ○日本赤十字社など ○公益社団・財団法人 ○学校法人 ○社会福祉法人 ○更生保護法人 に対する寄附金で法人の主たる目的である業務に関連するもの	○特定非営利活動を行う法人（NPO法人）のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものに対する寄附金で特定非営利活動に係る事業に関連するもの
所得税	「寄附金（※）－5千円」を所得から控除 ※総所得の40％相当額を限度			
法人税	全額損金算入		以下を限度として損金算入〔参考1〕 （資本金等の額の0.25％＋所得金額の5％）×1/2	
相続税	国、公益社団・財団法人、認定NPO法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税			

〔参考〕 1 法人の支出する上記の寄附金のうち損金算入されなかった部分については、上記以外の寄附金とあわせて〔（資本金等の額の0.25％＋所得金額の2.5％）×1/2〕を限度として損金算入。

2 被相続人が遺言により公益社団・財団法人、NPO法人等に寄附した財産については、原則として相続税は課税されない。